

公の施設の指定管理者の指定の件（地域生活支援センターさっぽろ）

平成27年（2015年）11月27日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
地域生活支援センターさっぽろ
- 2 公の施設の位置
札幌市中央区大通西19丁目
- 3 指定管理者
札幌市中央区南8条西2丁目5番74号市民活動プラザ星園204号室
特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会
会長 菅原悦子
- 4 指定期間
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、地域生活支援センターさっぽろの指定管理者を指定するため、本案を提出する。